

長崎労働局長がベストプラクティス企業を訪問しました

長崎労働局（局長 瀧ヶ平 仁）では「過重労働解消キャンペーン」の一環として、11月25日（木）長時間労働の削減に向けて積極的に取り組む企業（※ベストプラクティス企業）への職場訪問を実施しました。

今回は、長崎市浜町に店舗がある**株式会社浜屋百貨店**を訪問し、栗山 次郎 代表取締役社長から長時間労働の削減に向けた取組についてご説明をいただきました。

長崎労働局では、今後も長時間労働の削減に向けて、このような取組を広く紹介していきます。

※ ベストプラクティス企業とは、地域において長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業をいいます。

○企業の概要

【株式会社浜屋百貨店】

業務内容：小売業（百貨店）

労働者数：297名

本社：長崎市浜町7番11号

創業：1937年6月28日

設立：1939年12月15日（浜屋百貨店開業）

○長時間労働削減等に向けた主な取組内容

- ①働き方改革委員会の設置
- ② I Cカードによる出退勤管理
- ③年次有給休暇取得促進の取組
- ④出産・育児、介護・病気治療との両立できる環境整備



浜屋百貨店

取組の概要

株式会社浜屋百貨店より、長時間労働の削減等のための取組について説明を受けました。

① 働き方改革委員会の設置

労使取組推進の場として毎月開催の労使協議会に加え、人事担当役員が委員長を務める「働き方改革委員会」を毎月末に開催しています。全社の労働時間に関する実態の共有から、労働者の個別事案についても時短促進のための方策等の議論を行っています。※令和2年度（2020年度）所定外労働実績 年間平均35時間

② 磁気カードによる出退勤管理

従業員が所持しているファミリーカード（磁気カード）により出退勤管理を実施し正確な出退勤時刻を把握しています。

③ 所定時間外労働削減の取組

従前は営業時間外に行っていた催し物会場設営を営業時間内に行うよう変更しています。

④ 年次有給休暇取得促進の取組

半日単位で取得できる休暇制度を導入・周知し、通院や学校行事（授業参観等）に活用しやすい環境を整備しています。また、計画年休5日を導入し、さらに連続休暇の取得を推進しています。その結果、平成29年度の有給休暇取得率は65%でしたが、令和2年度の実績は72%となりました。

⑤ 出産・育児との両立できる環境整備

出産・育児と両立できる環境を整備するために、希望者は子の小学校入学まで勤務時間を短縮できる制度を設けています。また、希望者は子の小学校卒業まで、2シフト勤務（早出・遅出）のうちどちらかを選択することができ、取得期間中は残業を免除しています。また、最長2週間まで取得できる有給のつわり休暇制度を設けています。



職場訪問の様子



ICカード使用の様子